

第4部 武蔵野市障害者計画

障害者計画の策定にあたって

第1期（平成10年3月策定）の障害者計画は平成14年度までですから、平成15年度からの新たな計画を策定します。また、国の新しい「障害者基本計画」も平成15年度からはじまります。

既に平成14年度から、精神保健福祉事務が東京都から移譲され、精神障害者も含めて障害のある全ての人の相談窓口の整備や社会復帰の支援などの福祉サービスの充実が求められています。

さらに、平成15年度より、支援費制度が実施されることから、当事者が選べる、障害の個別性に対応した新しい障害者施策を構築する必要があります。

このような背景をもとに、障害のある人もない人も、ともに住み慣れた地域で生活するための在宅福祉施策の充実をすすめ、すべての市民が安心して暮らしつづけられる武蔵野市らしいノーマライゼーションの実現をめざします。

これまでの障害者施策の実績と課題

前計画においては、8つの重点課題を設定して障害者施策を推進してきましたが、それらの進捗状況と課題は以下のとおりです。

1. 総合的な相談とサービス供給体制の整備

障害のある人が地域で安心して暮らす事ができるには、個別的な生活支援計画の作成と的確なサービスの提供が可能な相談体制の充実が不可欠です。そこで、市の相談窓口の充実を図るため、サービス調整担当を配置し、障害者の総合的な相談を行ってきました。

さらに平成14年度から、精神保健福祉事務が東京都より移譲されたため、精神保健担当を配置するなど、精神障害者の社会復帰等の支援を行ってきました。

今後は、利用者の幅広い様々な問題に対応できるための相談機能の充実と、利用者の在宅生活を支援するためのケアプラン作成等、より良いサービスを提供できるケアマネジメント¹が出来る体制作りが課題といえます。

¹ ケアマネジメント(care management)障害をもつ人の個々の状況にあわせて、最善のケアプラン(ケア計画)を作成し、必要なサービスを計画的に提供すること。

| | |
|----------------|--------------------------|
| 相談件数(来所・電話・訪問) | 平成 14 年度実績 (4 月～12 月) |
| 精神障害者 | 522 件 |

2．地域自立生活支援事業等の充実

市の窓口だけでなく、身近な地域で福祉サービスの利用の援助や保健・医療・就労・ボランティア等の利用情報の提供やピアカウンセラー²による相談等を推進するために、「びーと」(身体・知的障害者)、「ライフサポートMEW」(精神障害者)等に事業を委託し推進してきました。

今後は、現在、個別に機能している、生活支援センターと市等の関係機関が、社会資源やサービス等の各々の情報を共有出来るためのネットワークづくりが課題となります。

さらに、生活の質向上のため関係機関とのネットワーク化や、平成15年度から実施される支援費制度に向け、さらなる相談体制の充実と強化を図る必要があります。

| | |
|----------------|------------|
| 支援件数(来所・電話・訪問) | 平成 13 年度実績 |
| 地域生活援助センターびーと | 6,019 件 |
| ライフサポート MEW | 6,504 件 |

3．ショートステイ事業の充実

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続ける為に、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等の様々な在宅福祉サービスの充実を図り、障害のある人だけでなく家族等の介護者への支援を行ってきました。

中でもショートステイ事業の充実は、介護者の介護疲労の軽減(レスパイト)を図る上での重点課題として取り組み、「桜はうす・今泉」、「なごみの家」へ補助を行い、年間2,700件を越える利用状況となっています。

また、日常生活を営むことに支障のある心身障害者(児)のいる家庭に対するホ

² ピアカウンセリング(peer counseling ピアは仲間、同等の人の意)障害者が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談に応じ問題解決を図ること。カウンセラーはそれを行う人。

ホームヘルパー派遣事業のほかに、平成10年度より精神障害者に対するホームヘルパー派遣を開始しました。さらに平成14年4月から視覚障害者ガイドヘルパーと同様に知的障害者ガイドヘルパーの派遣を行うなど、ホームヘルプサービスの充実に努めています。

今後は、ショートステイに関しては、増加する利用希望者に対し（平成13年度の一日の平均利用者は入所枠4名に対し7.58人）より一層の充実が、ホームヘルパーに関しては、サービスの利用量の充実だけでなく、個別の障害に対応できるためのサービスの質の確保が課題となります。

| ショートステイ利用件数 （平成13年度実績） | | ホームヘルパー派遣回数・派遣時間 （平成13年度実績） | | |
|---------------------------|--------|--------------------------------|--------|----------|
| 桜はうす・今泉 | 1,729件 | ホームヘルプサービス | 9,670回 | 25,682時間 |
| なごみの家 | 1,036件 | 精神障害者ホームヘルプサービス | 417回 | 617時間 |

4. 雇用支援体制の整備

就労機会の充実と安定雇用の促進のため、市などの公共機関や民間企業からの事業委託、ハローワークとの連携による障害者の雇用情報の展示、就職相談等、雇用支援体制の整備は重要な課題の一つでしたが、構造的な不況等もあり市として十分な取り組みが出来なかった面もありました。その中でも、安定した雇用先の開拓と就業の確保を図るため障害者人材センターの設置について検討を行ってきました。

一般就労が困難な障害者が生きがいのある生活を送るための生活の場として、6箇所の小規模作業所への支援を行い就労の場を確保し、さらに卒後対策事業として市では単独事業として作業所定員の上乗せを行っています。

また、精神障害者の社会復帰の場の充実に努めるために市では、市内3箇所の施設（就労支援センターMEW、ワークショップMEW、ライフサポートMEW）への支援を行ってきました。

今後は、養護学校等を卒業する児童、生徒の就労の場の確保のための支援体制の充実が課題となります。

| 施設名 | 平成13年度実績 | | |
|-----------|----------|-----|------|
| | 定員 | 利用者 | 上乗せ分 |
| いずみ作業所 | 20人 | 13人 | |
| ひまわり作業所 | なし | 19人 | |
| 千川作業所 | 19人 | 22人 | 3人 |
| チャレンジャー | 19人 | 24人 | 5人 |
| むさしのワークス | 19人 | 21人 | 2人 |
| ゆーあい第一作業所 | 19人 | 15人 | |

| 訓練延べ人数 (平成13年度実績) | | |
|----------------------|--------|------------|
| 就労支援センターMEW | 2,406人 | 市内5箇所公園清掃等 |
| ワークショップMEW | 3,738人 | リサイクル品販売等 |

5. バリアフリーモデル事業の実施

障害のある人もない人も住み慣れた地域の中で暮らすことが出来るような、福祉のまちづくりを効果的に推進してゆくためには、公園、道路、建物等のバリアフリー化の促進が不可欠と考え、福祉のまちづくりのシンボルとして、すべての人が快適に使う事が出来るユニバーサルデザイン³を基調に障害者や高齢者等の様々な人々が交流できる公園の整備を行ってきました。

| 平成13年度実績 | | |
|-------------------|---------|---|
| 公園の名称 | 完成年月 | 公園の特徴 |
| 市民の森公園 (関前3丁目) | 平成13年4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子で園内を自由に移動できるよう段差を解消。 ・ボーダー花壇の設置(車椅子のままで植付け作業ができる)。 ・だれでもトイレ(車椅子での利用可能の他に乳児のオムツ交換ベット等有り)の設置。 |

さらに、道路の段差解消等にも取り組み、平成7年に武蔵野市段差解消等検討委員会で指摘された箇所すべてについて、平成14年中に解消を予定しています。

³ ユニバーサルデザイン(universal design)高齢者・障害者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

また、公園、道路、建物等の物理的なバリアフリー(障壁の除去)だけでなく、障害のある人に対する誤解や偏見、差別等の意識上、制度上のバリアを取り除く、ここのバリアフリーの推進のため、体験ボランティアによる地域交流、小中学校体験学習など、啓発活動の充実を行ってきました。

| 2001 夏体験ボランティア(ボランティアセンター武蔵野) (平成13年度実績) | | | | |
|---|-----|-----|-----|------------------------------------|
| 区 分 | 男 性 | 女 性 | 合 計 | 活動領域別参加者数(延人数) |
| 小中学生 | 1人 | 36人 | 37人 | 高齢者関係 73人 障害者関係 47人 児童関係 80人 |
| 高校生 | 10人 | 32人 | 42人 | |
| 大学生 | 13人 | 52人 | 65人 | |
| 社会人、その他 | 1人 | 10人 | 11人 | |

| 小中学校体験学習(市立小学校) (平成13年度実績) | | | | |
|-------------------------------|-----|------|------------------------------------|--------------------|
| 学 校 名 | 学 年 | 参加人数 | 施設名と内容 | 期 間 |
| 第二小学校 | 6年 | 10人 | 障害者総合センター 施設見学後自分たちで出来ることをまとめ発表 | H13年9月17日 |
| 大野田小学校 | 6年 | 102人 | 障害者総合センター他 ボランティア活動を通じて障害者を理解する | H14年2月12日 |
| 関前南小学校 | 5年 | 40人 | 千川作業所 道徳「ともに生きる」授業で施設職員の話を知ろう。 | H13年5月31日 |
| 第二中学校 | 2年 | 2人 | 障害者福祉センター 体験を通じて地域との交流、連携を深める。 | H13年6月5日～ 6月7日 |
| 第四中学校 | 2年 | 1人 | デイセンター山びこ 職場体験、介護の補助 | H13年11月13日 ～14日 |

今後も駅、官公署等公共施設での段差解消やエレベーター、点字ブロック等の設置を図ると共に、民間施設等においてもバリアフリー化を推進するための啓発活動等が課題といえます。

また、ここのバリアフリーの推進に関しては、障害のある人に対する偏見、誤解や差別等を解消するために、各施設、学校、ボランティアセンター等と連携し、障害のある人の自立や社会参加を図る取り組みを継続していくことが必要です。

6．武蔵野市福祉公社サービス利用の拡大

住み慣れた場所で安定した生活を送ることができるよう、武蔵野市福祉公社サービス利用の拡大の検討を行い、資産活用による有償在宅サービス、法律・税務等の専門相談等のサービスを実施しました。

今後も「成年後見制度」、「権利擁護事業」の促進を図るため、サービスが利用しやすい制度に向け、地域での自立生活支援の充実を図っていきます。

7．生活訓練の充実

障害のある人福祉センターでは、平成12年度より土曜開館を実施しました。事業としては、日常生活訓練事業の「絵の会」、リハビリテーション事業の失語症者グループ訓練「桜の会」、音楽療法を行っています。また、土曜日の施設貸し出しの実施により利便性が向上しました。

ただし、日曜開館については、そのニーズの把握が不十分なため実施に至っていません。

| 平成 13 年度実績 | | | |
|------------------|------|-----|------|
| | 実施回数 | 実人数 | 延べ人数 |
| 日常生活訓練事業 絵の会 | 22回 | 13人 | 195人 |
| 失語症グループ訓練 桜の会 | 12回 | 13人 | 130人 |
| 音楽療法 (土曜日分) | 37回 | 11人 | 314人 |

また、聴覚・視覚障害者の生活訓練については、平成11年6月から視覚障害者生活訓練「いろりの会」を実施しています。しかし聴覚障害者の生活訓練については、そのニーズの把握が不十分なため、現在は実施していません。

| 平成 13 年度実績 | | | |
|------------|------|-----|------|
| | 実施回数 | 実人数 | 延べ人数 |
| いろりの会 | 40回 | 7人 | 169人 |

8 . 障害者福祉センターの充実

平成12年度の介護保険制度、平成15年度の支援費制度など、社会福祉基礎構造改革の中で、障害者福祉センターのあり方については地域リハビリテーションの拠点や、地域自立支援事業の実施などの構想がありますが、何れも総合的な見地から検討する必要があり、現状維持が続いています。

そのような中、緊急一時保護事業については平成12年度よりショートステイ事業に移行し、社会福祉法人に委託して実施しています。その結果、レスパイト⁴目的の利用など利用要件は格段に広がりました。

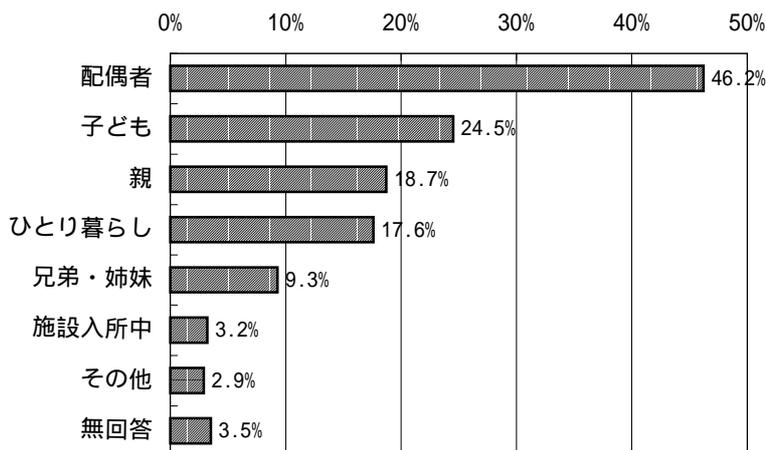
| 平成13年度実績 | | | | |
|----------|-------|------|-------|----|
| | 家族の疾病 | 冠婚葬祭 | レスパイト | 訓練 |
| 緊急一時保護事業 | 4件 | 4件 | 25件 | 2件 |

⁴ レスパイト (respite 息抜きの意) 高齢者や障害者を、一時的に預かって家族等の介護疲労を軽減すること。

障害のある市民の実態 ～平成13年度武蔵野市障害者実態調査より～

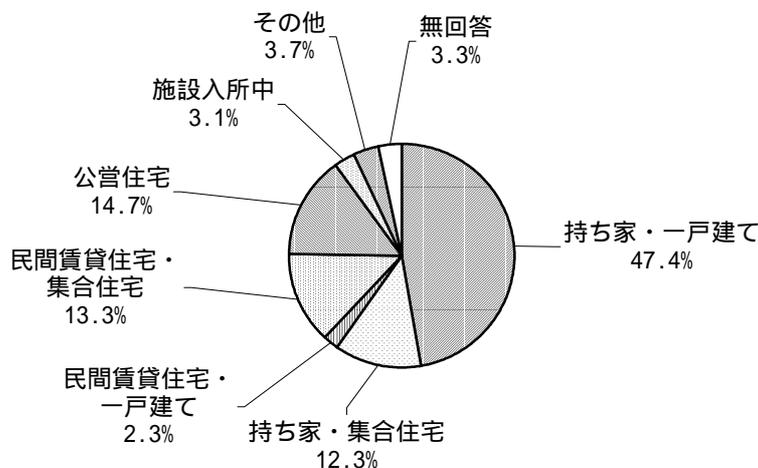
1. 世帯の状況

家族構成は、「配偶者」と共に住んでいる割合が46.2%と最も多く、「子ども」との同居は24.5%、「親」との同居は18.7%を占めています。



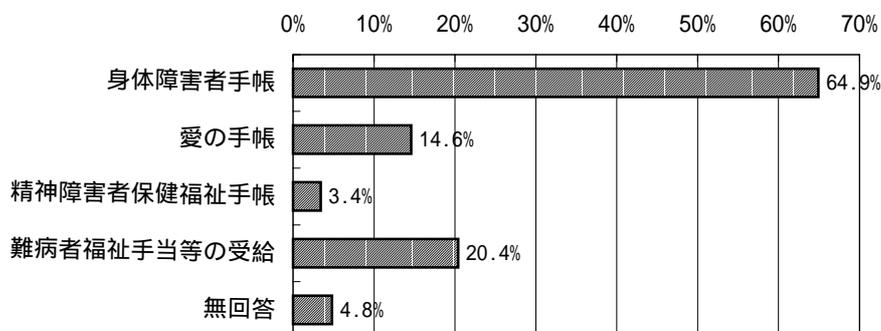
2. 住居の状況

「一戸建ての持ち家」に住む割合は47.4%、「マンションなどの集合住宅の持ち家」の割合は12.3%で、両者を合わせると約6割が持ち家であった。持ち家でない方については「都営・市営・公団などの公営住宅」が14.7%、「マンションなどの集合住宅の民間賃貸住宅」が13.3%と多くなっていました。



3. 手帳の所持と手当等の受給

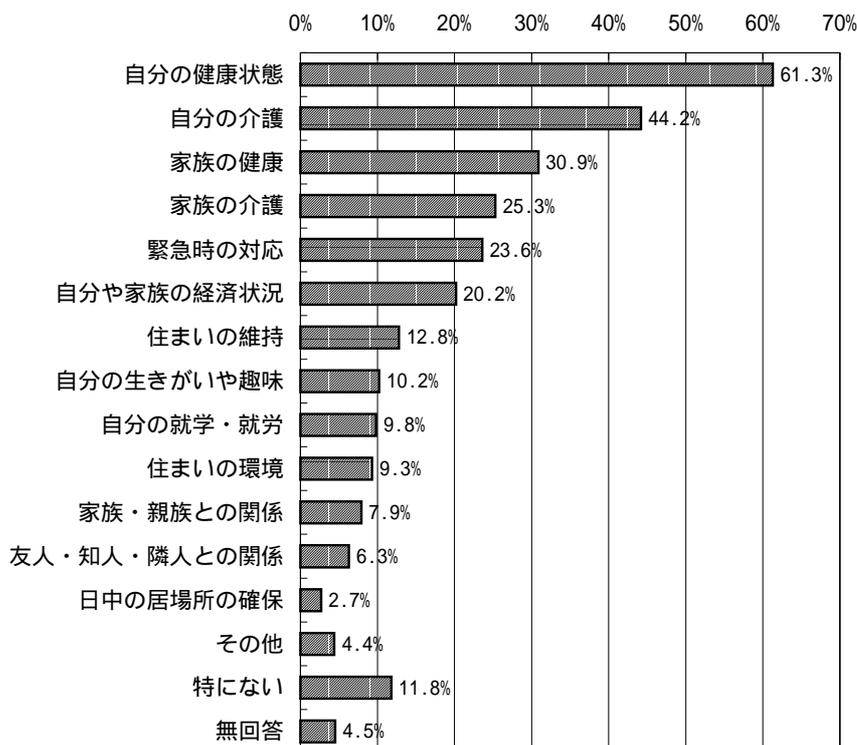
「身体障害者手帳」を所持しているのは64.9%、「難病者福祉手当などの受給を受けている」は20.4%、「愛の手帳」は14.6%が所持していました。また、「精神障害者保健福祉手帳」を所持しているのは3.4%となっていました。



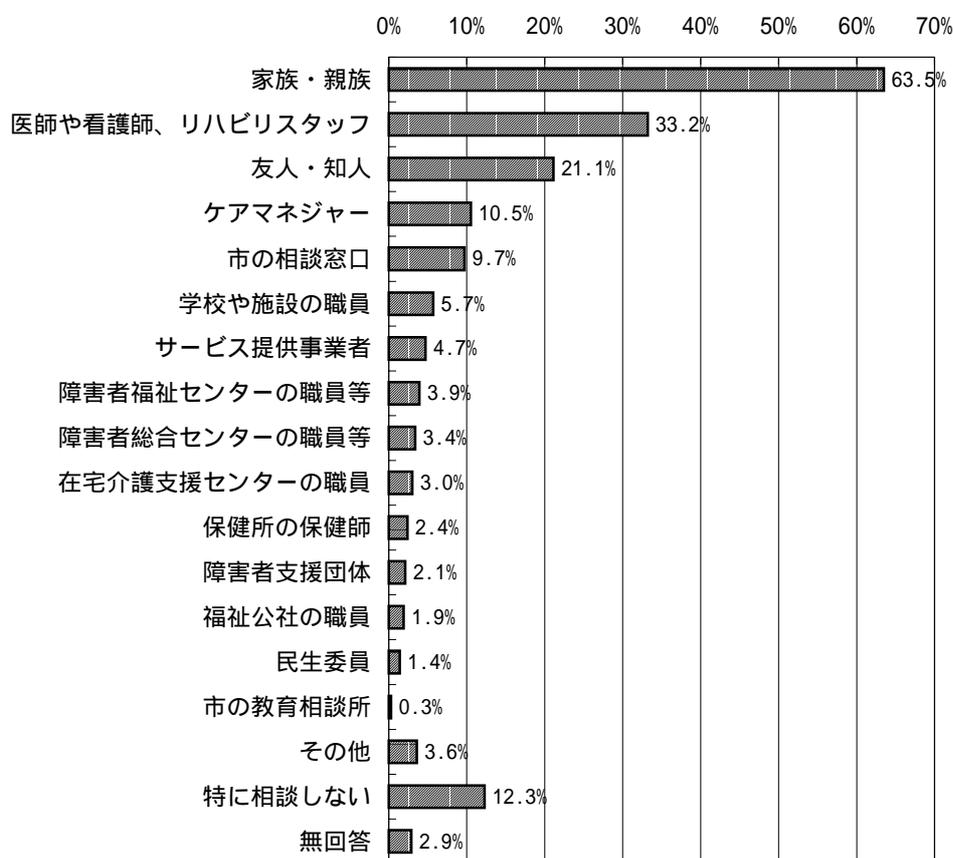
障害者手帳を一つ所持している、または手当のみを受給している方は1,924人です。一方、手帳や手当を2つ所持ないし受給している方は174人、3つ所持ないしは受給している方は3人でした。

4. 現在の生活における悩み事や相談

現在の悩みや心配事について尋ねたところ、「自分の健康状態」が61.3%と高く、次いで「自分の介護」（44.2%）、「家族の健康」（30.9%）が挙げられました。



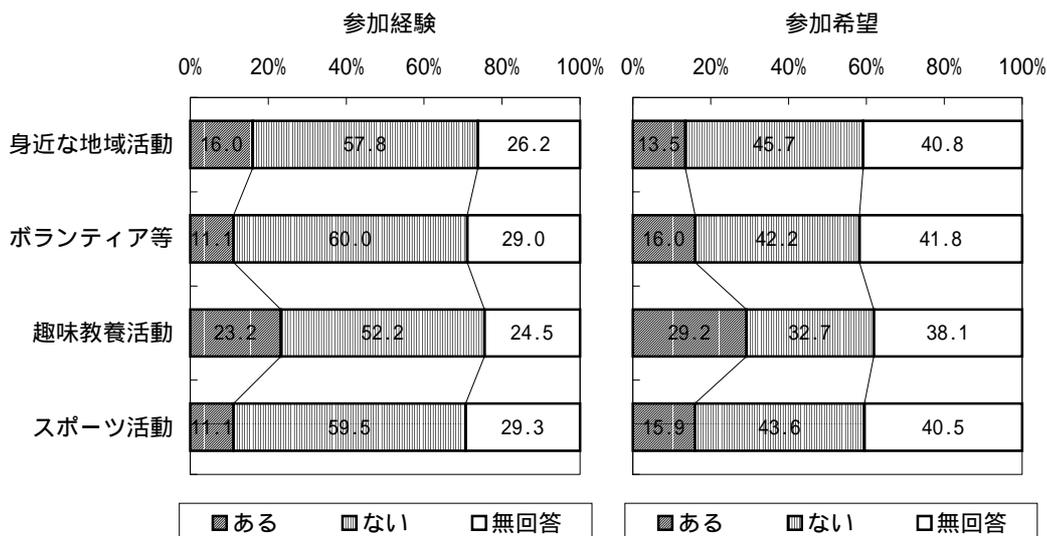
悩みや心配事を挙げた回答者に相談相手を探ねたところ、「家族・親族」が63.5%と最も多く、次いで「医師や看護師、リハビリスタッフ」(33.2%)、「友人・知人」(21.1%)が挙げられました。「市の相談窓口」と答えた回答者は9.7%でした。



5 . 社会参加の状況

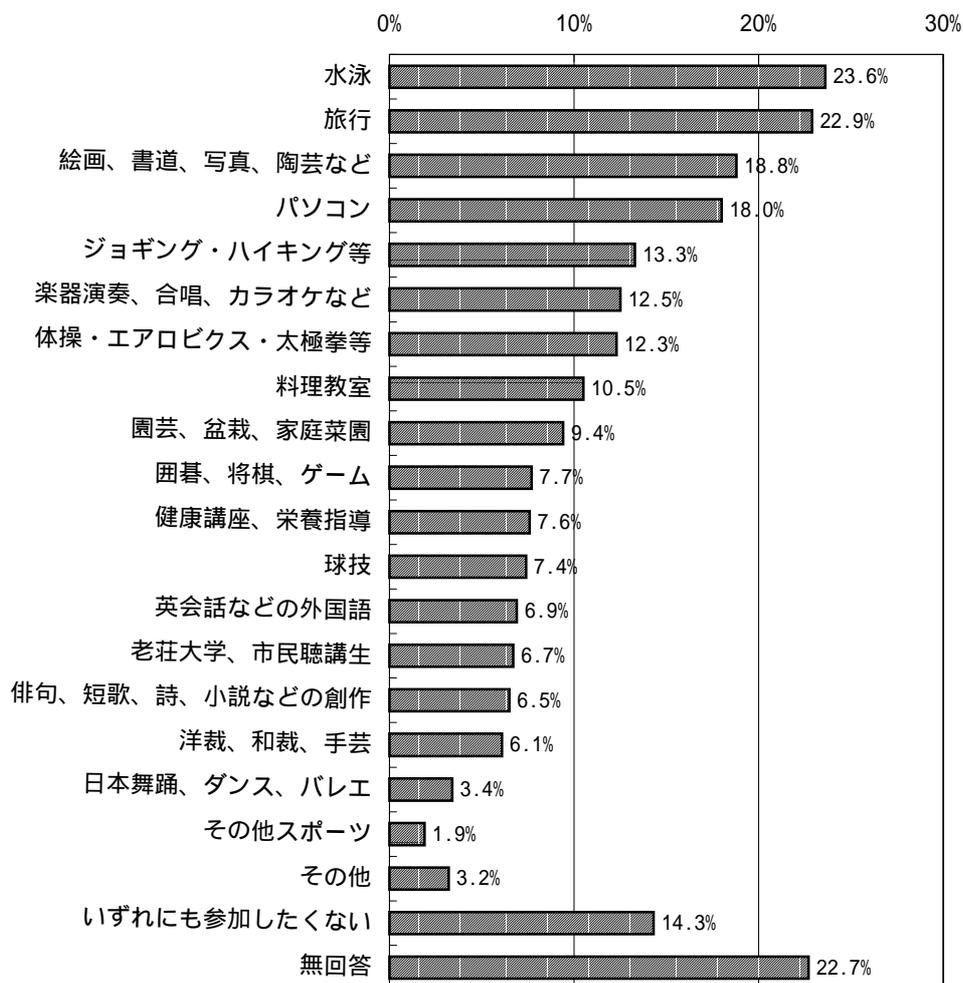
(1) 社会参加活動への参加経験と参加希望

社会参加活動への参加経験と参加希望について尋ねたところ、「趣味・教養・学習活動」への参加の経験がある割合が23.2%、参加を希望する割合が29.2%と最も高くなっていました。参加希望は「ボランティア等」は16.0%、「スポーツ活動」は15.9%、「地域活動」は13.5%でした。



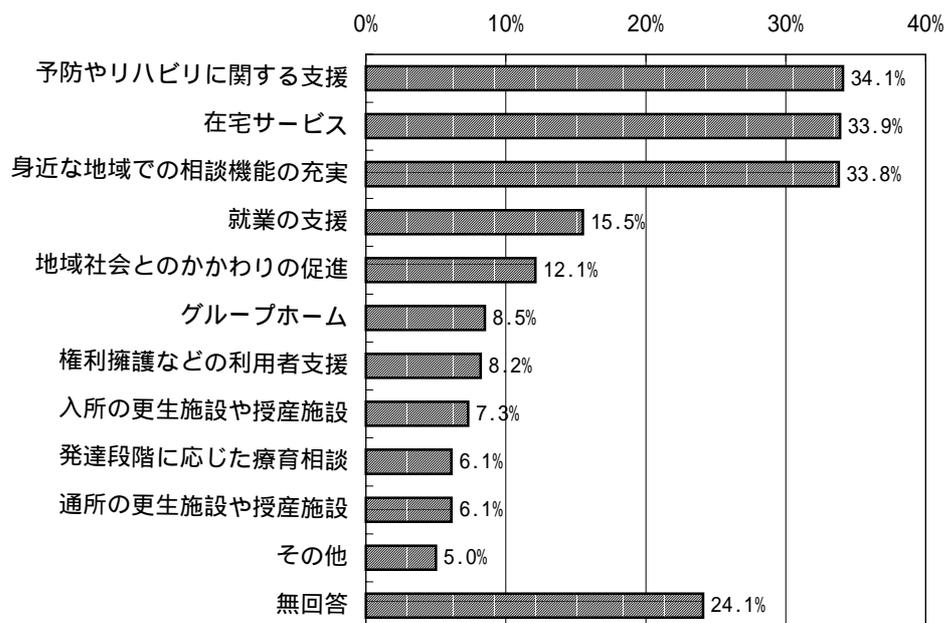
（２）参加を希望する活動

参加してみたい活動について尋ねたところ、「水泳」と「旅行」がそれぞれ23.6%、22.9%と高くなっていました。また、回答者の18.0%が「パソコン」を挙げていた。「いずれにも参加したくない」と答えた割合は14.3%でした。



6. 充実を希望するサービス

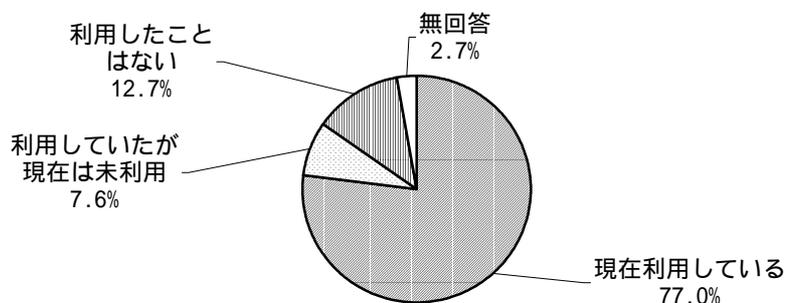
武蔵野市の障害者福祉において、今後どのようなサービスの充実を希望するかを尋ねたところ、「予防やリハビリに関する支援」「在宅サービス」「身近な地域での相談機能の充実」がそれぞれ34.1%、33.9%、33.8%と高くなっています。また、「就業の支援（15.5%）」や「地域社会とのかかわりを促進する支援策（12.1%）」の充実に対しても多くの希望が寄せられました。



7. 介護保険サービスの利用について

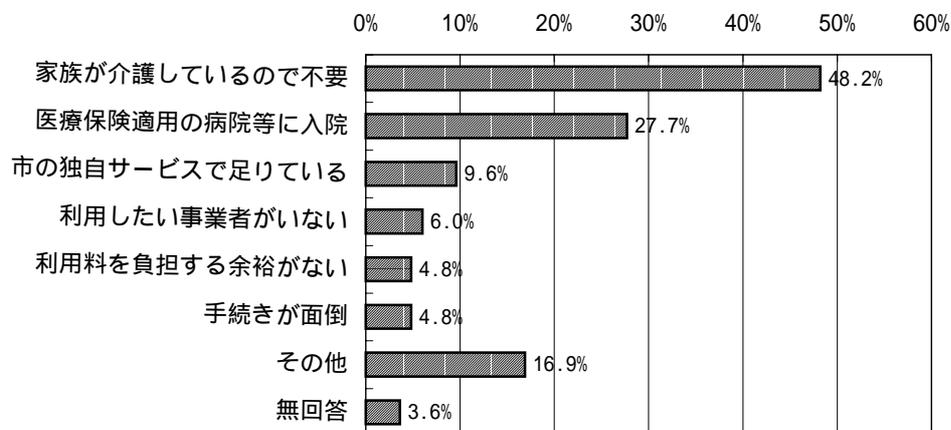
（1）介護保険サービスの利用状況

要介護認定を受けた回答者のうち、介護保険サービスを「現在利用している」割合は77.0%、「利用したことはない」割合は12.7%でした。



（2）介護保険サービスの未利用の理由

「介護保険サービスを利用したことはない」、「利用していたが現在は利用していない」と答えた回答者に利用していない理由について尋ねたところ、「家族が介護しているため」が48.2%、「医療保険適用の病院・医療機関に入院しているから」が27.7%でした。



武蔵野市のめざす障害者施策

1．基本理念と基本目標

（1）基本理念

障害のある人が安心して暮らしつつけられ、積極的にまちづくりに参加し、障害のある人もない人も、すべての市民にとって住み易い武蔵野市にする。

（2）基本目標

障害のあるすべての人が自らの選択に基づく多様な生活スタイルを確保して、地域で自立した生活を営み、安心して暮らし続けることができるように多様な福祉施策を推進します。

障害のある人が、福祉サービス等の利用について自ら選択し、自ら決定できるよう相談や利用援助などの支援体制づくりを推進します。

障害のある人が地域で生活できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理等、ハード・ソフト両面にわたる、すべての障壁(バリア)を除去するための施策を推進します。

この目標のため医療・福祉・教育・就労等のすべての分野において行政のみならず、NPO⁵や地域住民等と効果的な連携・協力をする体制づくりを推進します。

2．重点施策と主な取り組み

（1）住み慣れた地域で安心・安全に生活するために ～生活基盤の確立と支援～

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のある人の抱えている諸々の問題に対応するため生活支援システムを構築し、障害のある人や家族が安心できる在宅福祉サービスの質の拡充を図ります。

【主な取り組み】

生活支援システムの構築
在宅福祉サービスの充実
保健・医療の充実
人材育成の充実

サービス事業者誘致・育成
安心できる生活の支援
施設サービスの充実

⁵ NPO 第1部P9参照

（２）地域で自立した生活をするために ～自立の促進～

障害の早期発見、早期治療を図り、幼児期より障害に合った教育、訓練等を実施し、障害の軽減を図り、地域で生活できるための自立の促進を図ります。

【主な取り組み】

保育・教育の充実

機能訓練の充実

自立生活の推進

（３）地域の中でいきいきと活動するために ～社会参加の促進～

障害のある人の就労機会の支援、地域の交流を図るための自主的な活動の支援など、地域社会の中に積極的に参加できる施策を推進します。

【主な取り組み】

雇用・就労の支援

生きがいつくり

自主的な活動の支援

外出の支援

（４）暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの推進～

障害のある人が自らの意志によって自由に活動することができるよう、生活上のバリアを取り除くための施策を推進します。

【主な取り組み】

バリアフリー化の推進

こころのバリアフリーの推進

ボランティア活動の推進

情報提供の推進

（５）利用者本位の新しいしくみづくりのために ～利用者支援の充実～

支援費制度への移行に伴い、自らが選択し、決定する契約制度となり、利用者によりよいサービスを提供できるよう、システムの確立やトラブル等を予防するため、利用者を支援する仕組みを確立します。

【主な取り組み】

ケアマネジメントシステムの整備

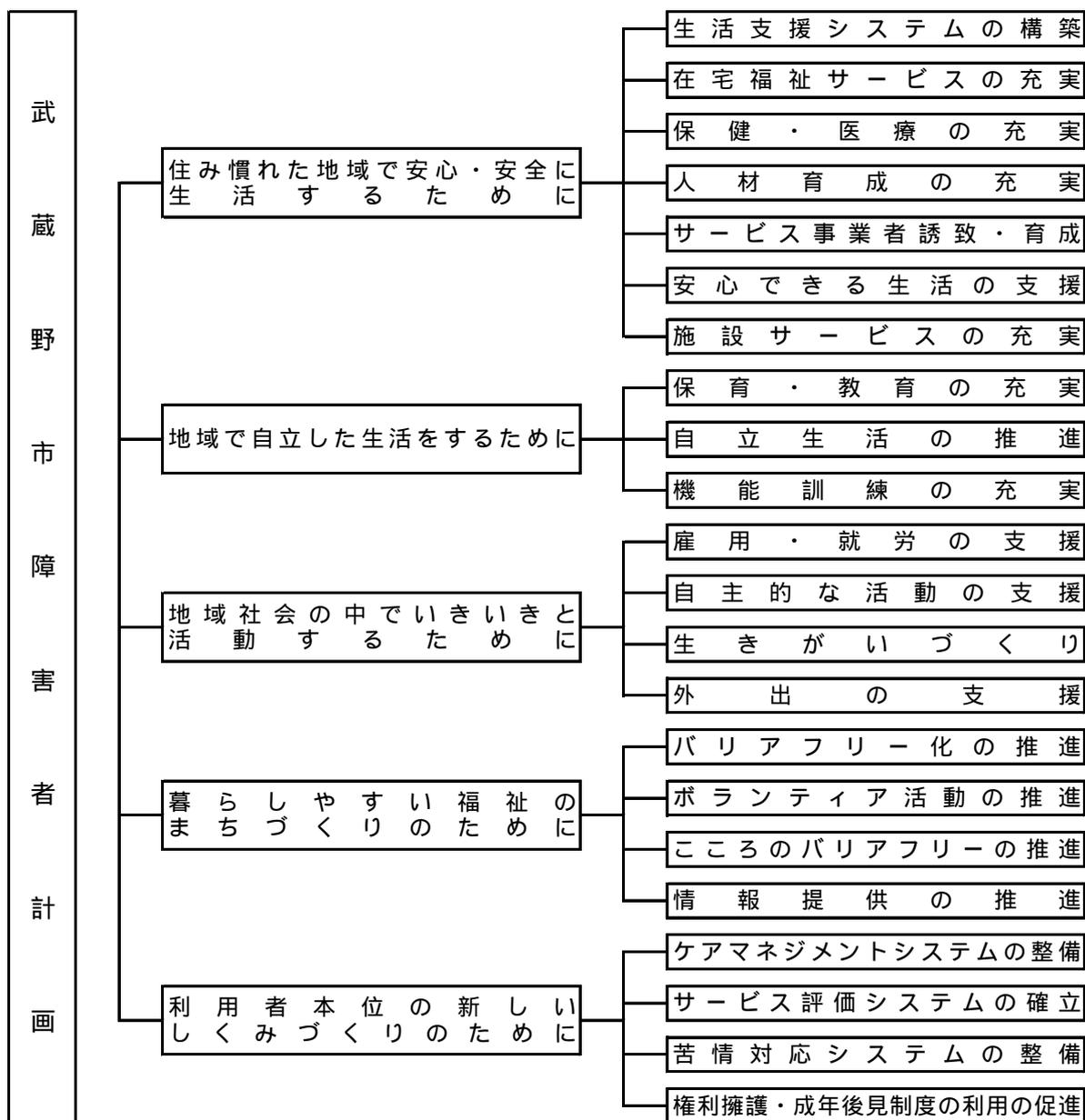
苦情対応システムの整備

サービス評価システムの確立

権利擁護・成年後見制度⁶の利用の促進

⁶権利擁護・成年後見制度

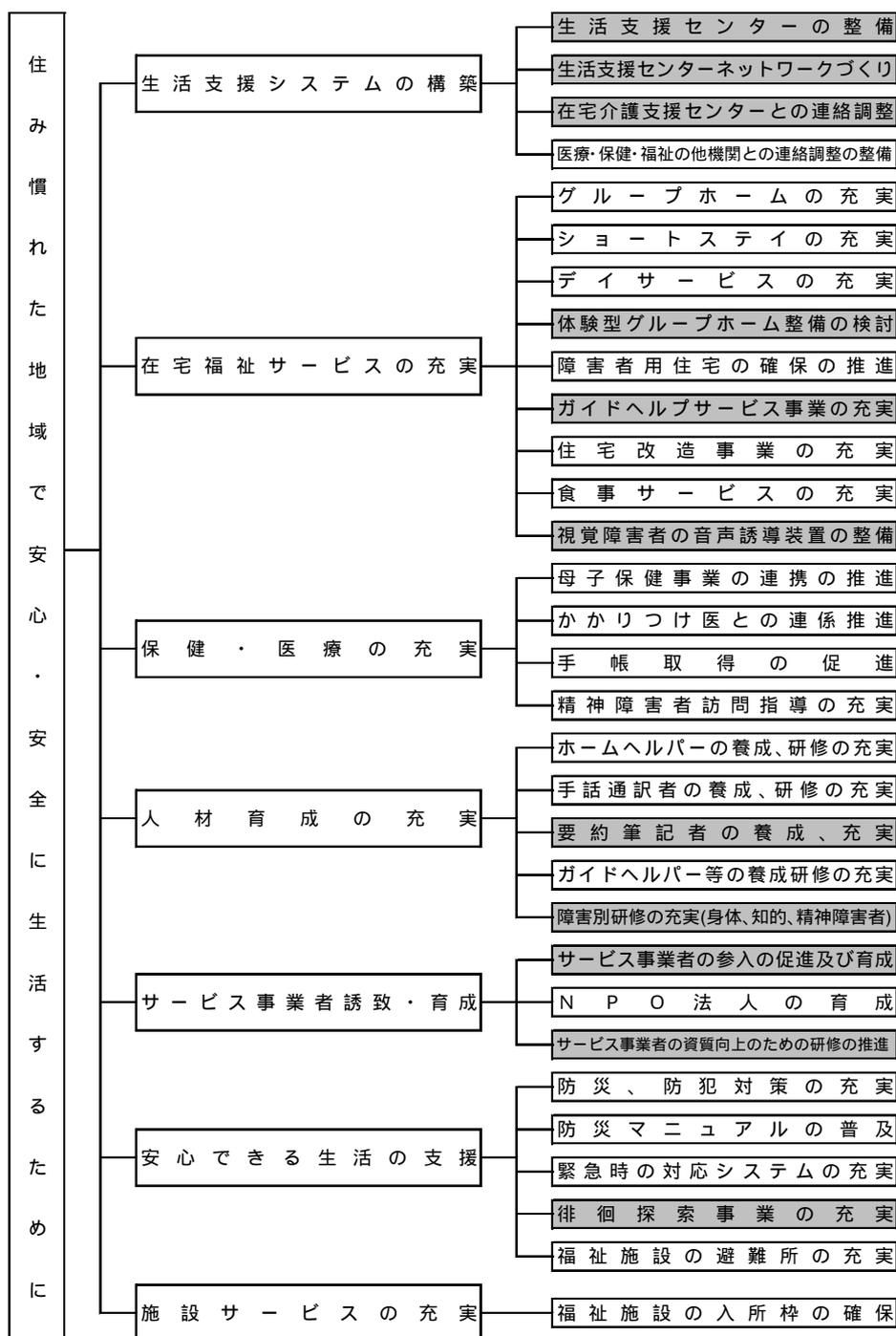
武蔵野市障害者計画の体系



個別施策の展開

1. 住み慣れた地域で安心・安全に生活するために

～生活基盤の確立と支援～



*網掛は新規事業

（１）生活支援システムの構築

地域での生活が安心して続けられるよう、身近な相談・助言と多様なニーズに対応する生活支援システムを構築します。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------------------|---|
| 生活支援センターの整備 | 住み慣れた地域で生活ができるよう身近に相談ができる生活支援センターを整備し、支援体制の構築を図る。 |
| 生活支援センターネットワークづくり | 各生活支援センターや、障害者福祉課が協力し、サービス等の情報を共有化することにより、利用者により良いサービスの提供ができるようネットワーク化を図る。 |
| 在宅介護支援センターとの連絡調整 | 高齢障害者の福祉サービスを利用者にあったサービスにするため、障害者福祉課や生活支援センター及び在宅介護支援センターと連携し質の高いケアマネジメントを行う。 |
| 医療・保健・福祉の他機関との連絡調整の整備 | サービスの向上を図るため、医療、保健、福祉等の関連機関との連携を図り、障害者の負担の軽減を図る。 |

（２）在宅福祉サービスの充実

障害者が在宅で生活が継続できるようサービス基盤を整備します。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------------|--|
| グループホームの充実 | 身体、知的、精神障害者が地域で自立した生活する場を充実する。 |
| ショートステイの充実 | 在宅の障害者(児)を預かり、地域で安心して暮らしが営めるよう家族を支援する。 |
| デイサービスの充実 | 在宅で生活する障害者の自立促進、生活改善、身体機能の維持向上を図り、社会参加を促進するため整備充実を図る。 |
| 体験型グループホーム整備の検討 | 知的障害者等が親から独立し、自立した生活を経験するため、一定期間生活訓練を行うとともにミドルステイ等として活用するための整備を検討する。 |
| 障害者用住宅の確保の推進 | 公営住宅の建て替えや借上げ等で障害者住宅の確保を推進し、公的住宅や民間住宅においても障害者に配慮した住宅を誘導する。 |
| ガイドヘルプサービス事業の充実 | 社会参加を積極的に促すために、個別ニーズに応じた外出の機会を支援する。 |
| 住宅改造事業の充実 | 在宅で自立した生活を営むため、また、介護者の介護の軽減を図るため、住宅を改造し、障害者が使いやすいとする。 |
| 食事サービスの充実 | ひとり世帯等の障害者の健全な食生活を確保し生活習慣病を予防するため、サービスの拡大を図る。 |
| 視覚障害者の音声誘導装置の整備 | 視覚障害者が施設の利用を円滑にできるよう音声誘導装置を整備する。 |

（３）保健・医療の充実

障害の早期発見と重度化を予防し、健康を維持するため、医療機関との連携を図ります。

| 個別施策 | 説明 |
|--------------|---|
| 母子保健事業の連携の推進 | 障害を早期に発見するため、健診の受診率を上げ、早期発見、早期に治療や療育につなげ障害の軽減を図る。 |
| かかりつけ医との連携推進 | かかりつけ医と連携して、適切なサービスの提供を図る。 |
| 手帳取得の促進 | 障害者福祉サービスを利用しやすくするため障害者の手帳の取得を促進する。 |
| 精神障害者訪問指導の充実 | 精神障害者が安心して生活できるよう医療・生活相談指導等を行うため保健師による訪問活動の充実を図る。 |

（４）人材育成の充実

介護者に障害にあったサービスの提供やサービスの資質の向上及び量的充実を図るため、人材の育成を充実します。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------------------|--|
| ホームヘルパーの養成、研修の充実 | 在宅生活を支援するため、障害にあったホームヘルパーの養成や資質の向上を図る研修を実施する。 |
| 手話通訳者の養成、研修の充実 | 聴覚障害者のコミュニケーションの手段である、手話通訳者を養成し資質の向上を図るため、研修を実施する。 |
| 要約筆記者の養成、充実 | 聴覚障害者等のコミュニケーションの手段である、要約筆記者を養成し、資質の向上を図る。 |
| ガイドヘルパー等の養成研修の充実 | 外出を促進するため、ヘルパーを養成・確保し、資質の向上を図る。 |
| 障害別研修の充実(身体、知的、精神障害者) | 障害者、個々人にあった、介護者を育成するため、研修を実施する。 |

（５）サービス事業者誘致・育成

サービスの供給量の確保や資質の向上を図るため、民間事業者等の誘致や育成を図ります。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------------------|--|
| サービス事業者の参入の促進及び育成 | サービスの供給を増やすため、民間事業者の参入を促進し、良質なサービスを提供できるよう事業者を育成する。 |
| NPO法人の育成 | 利用者の個々のきめ細かなニーズにあったサービスの提供者であるNPO法人を育成しサービス供給体制の強化を図る。 |
| サービス事業者の資質向上のための研修の推進 | サービス事業者が利用者の要望に応えるサービスを提供するため、質の向上を図る研修等を推進する。 |

（６）安心できる生活の支援

災害や犯罪などの被害を未然に防ぐため、日頃より地域住民と連携し、その対策に努めます。

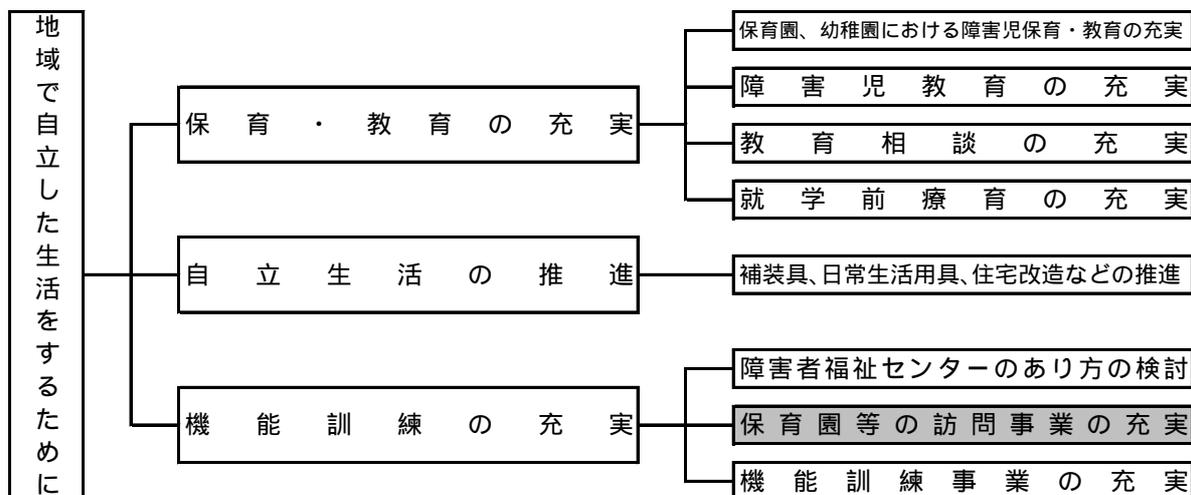
| 個別施策 | 説明 |
|---------------|---|
| 防災、防犯対策の充実 | 障害者世帯の防災、防犯のために行政、警察、民生委員、地域住民との連携を図る。 |
| 防災マニュアルの普及 | 災害時の安否確認や防災マニュアルに基づき、避難等の手順を普及する。 |
| 緊急時の対応システムの充実 | 一人暮らしや病気等で日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの充実を図る。 |
| 徘徊探索事業の充実 | 知的障害者が道に迷ったり、行方不明になったとき、徘徊探索システムにより、早期に発見し、安全を確保する。 |
| 福祉施設の避難所の充実 | 災害等の避難場所として福祉施設を活用し、その受入体制を充実する。 |

（７）施設サービスの充実

強度行動障害等で在宅生活が困難な障害者の生活の場を確保します。

| 個別施策 | 説明 |
|-------------|--|
| 福祉施設の入所枠の確保 | 在宅での生活が困難な障害のある人が安心して生活ができるよう、福祉施設の入所枠を確保する。 |

2. 地域で自立した生活をするために ～自立の促進～



*網掛は新規事業

(1) 保育・教育の充実

障害児の健全育成を図るため、早期に保育・教育を実施し、障害の軽減を図ります。

| 個別施策 | 説明 |
|------------------------|---|
| 保育園、幼稚園における障害児保育・教育の充実 | 保育園、幼稚園に障害児を受け入れ、集団の中で生活能力を育む。 |
| 障害児教育の充実 | 幼児期から障害にあった教育を受けることによって、個々の特性に見合う発達を促す。 |
| 教育相談の充実 | 保護者の教育上の悩みや相談等、関係機関と連携し、幼児から成人にいたるまでの教育に関する相談体制を充実する。 |
| 就学前療育の充実 | 障害の多様化に対応して、幼児期から就学前療育の充実を図る。 |

(2) 自立生活の推進

自立した生活を営めるよう日常生活用具等の利用を促進します。

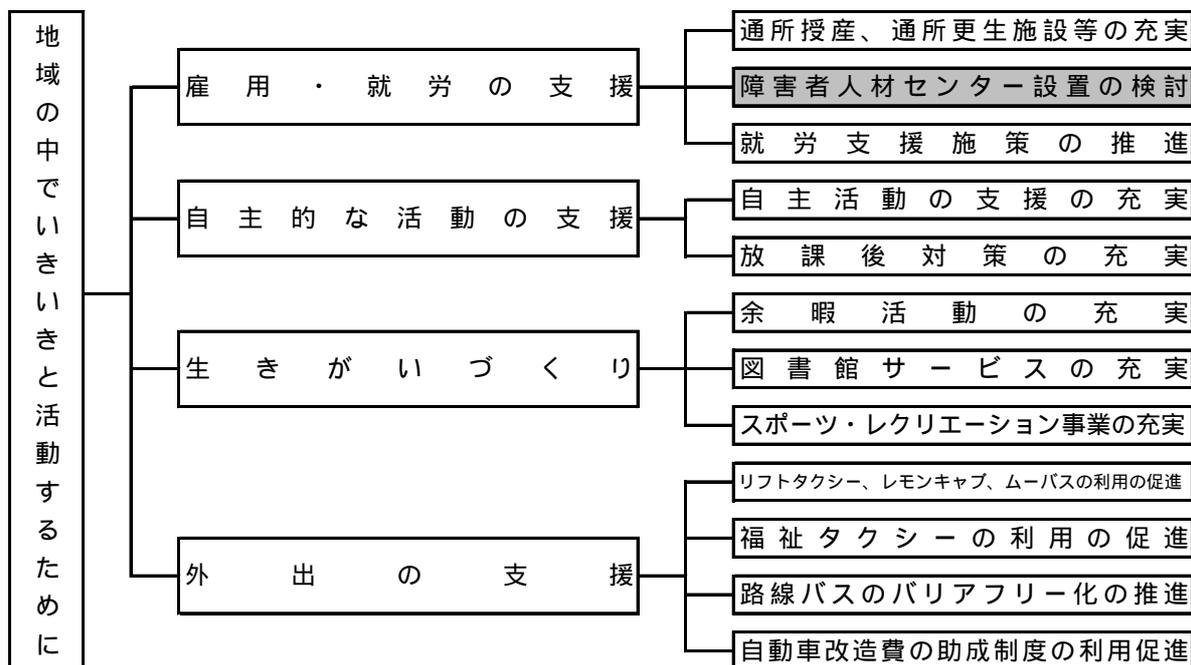
| 個別施策 | 説明 |
|-------------------------|--|
| 補装具、日常生活用具、住宅改造などの利用の推進 | 障害を軽減し自立した生活が過ごせるよう補装具、日常生活用具等の利用の促進を図る。 |

（３）機能訓練の充実

機能訓練の充実を図るため、現状のあり方を検討し、事業の充実を図ります。

| 個別施策 | 説明 |
|------------------|--|
| 障害者福祉センターのあり方の検討 | 障害者福祉センター機能回復訓練事業の利用者の増加や継続を希望する方も多くなり、また、介護保険の施行により高齢者と障害者の領域が曖昧となっているため、センター全体のあり方を検討する。 |
| 保育園等の訪問事業の充実 | 発達途上の障害児の通う保育園等に専門職員を派遣し、保育士等と連携する事により、障害児の発達の促進を図る。 |
| 機能訓練事業の充実 | 障害者福祉センター、保健センター等関係機関と連携し、障害にあった機能訓練の充実を図る。 |

3. 地域社会の中でいきいきと活動するために ～社会参加の促進～



*網掛は新規事業

(1) 雇用・就労の支援

就労の機会の確保と雇用促進のため、施設の整備・充実を促進します。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------------|--|
| 通所授産、通所更生施設等の充実 | 就労の場を確保するなかで、就労意欲を高め、自立生活をめざすための、整備・充実を図る。 |
| 障害者人材センター設置の検討 | 障害者の就労に向け、相談、訓練等の施策を検討する。 |
| 就労支援施策の推進 | 障害にあった就労を促進するため、関係機関と連携し、就労を支援する。 |

(2) 自主的な活動の支援

余暇時間を有効に活用できるよう、家族やボランティア等の自主的な活動を支援します。

| 個別施策 | 説明 |
|------------|-------------------------------------|
| 自主活動の支援の充実 | 障害のある人、家族、ボランティア等が実施する活動を支援する。 |
| 放課後対策の充実 | 児童生徒の放課後を有効に活用するため、地域デイグループ等の充実を図る。 |

（３）生きがいづくり

充実した生活ができるよう、多様なスポーツ・文化芸術活動を推進します。

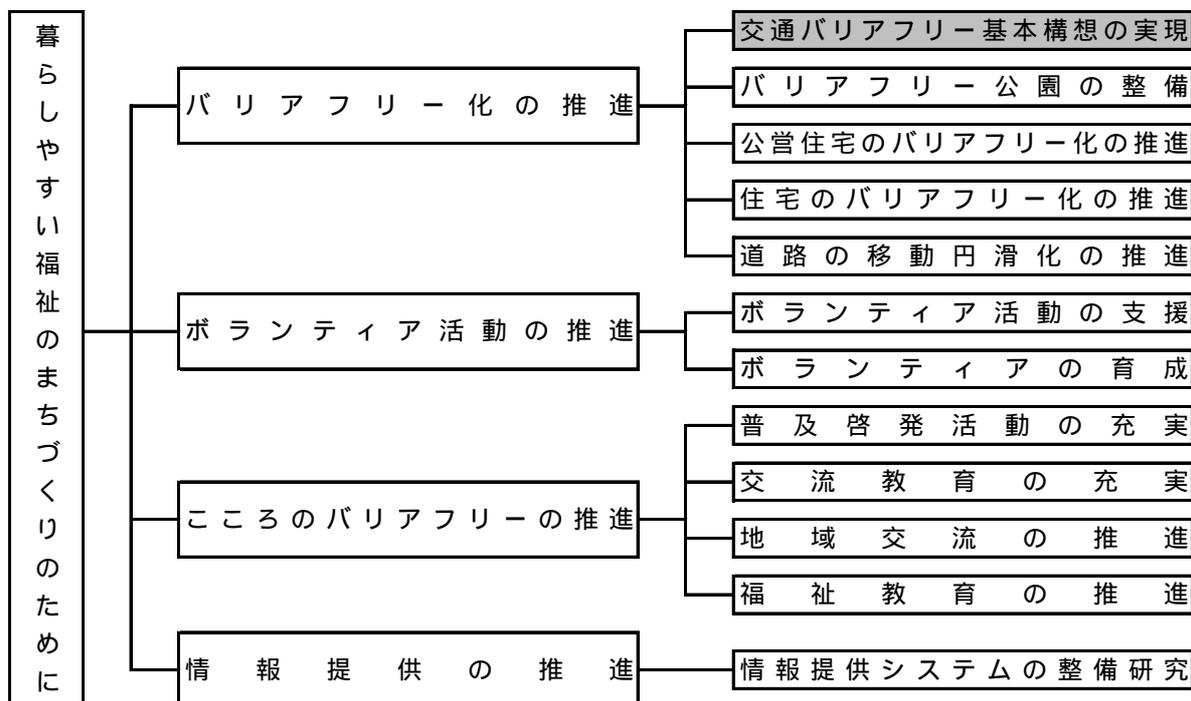
| 個別施策 | 説明 |
|--------------------|---|
| 余暇活動の充実 | 余暇を利用して趣味活動の拡大や仲間作り等、余暇活動の充実を図る。 |
| 図書館サービスの充実 | 図書館を利用しやすくするため、点字図書、録音図書、対面朗読、拡大写本等のサービスの充実を図る。 |
| スポーツ・レクリエーション事業の充実 | 充実した生活を過ごすため、スポーツ・レクリエーション等の事業の充実を図る。 |

（４）外出の支援

障害者の社会参加を促進するため、多様な移動手段の充実に努めます。

| 個別施策 | 説明 |
|---------------------------|--|
| リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用の促進 | 外出を促進するため、リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用促進を図る。 |
| 福祉タクシーの利用の促進 | 外出を促進するため、福祉タクシーの利用を促進する。 |
| 路線バスのバリアフリー化の推進 | 障害のある人が利用できるノンステップバス等の導入を推進する。 |
| 自動車改造費の助成制度の利用促進 | 自家用車を改造する助成制度を活用して、 <u>外出</u> を促進する。 |

4. 暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの推進



*網掛は新規事業

(1) バリアフリー化の推進

誰でもが快適な、生活しやすいバリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

| 個別施策 | 説明 |
|--------------------------|---|
| 交通バリアフリー-基本構想の実現 (注1) | 電車、バス等の公共機関を利用した移動を円滑にするため、武蔵野市交通バリアフリー基本構想に基づき、駅のエレベーター、エスカレーターを設置等を実施し、駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進する。 |
| バリアフリー公園の整備 | 誰もが利用できるバリアフリーの公園を整備する。 |
| 公営住宅のバリアフリー化の推進 | 公営住宅を利用する歩行困難者や車椅子等の障害のある人が快適に生活できるようにエレベーターの設置や段差の解消及び手すりの設置等、バリアフリー化を推進する。 |
| 住宅のバリアフリー化の推進 | 転倒防止や介護の軽減を図るため、住宅のバリアフリー化を推進する。 |
| 道路の移動円滑化の推進 | 道路の移動円滑化整備ガイドライン(注2)に基づきバリアフリー化を推進する。重点整備地区については道路管理者、公共交通事業者、公安委員会等が一体となり移動の利便性、安全性の向上を推進する。 |

（２）ボランティア活動の推進

地域住民のボランティア活動を支援します。

| 個別施策 | 説明 |
|-------------|--------------------------------------|
| ボランティア活動の支援 | ボランティアの活動がしやすいよう、情報の提供や研修等を実施し、支援する。 |
| ボランティアの育成 | 地域住民がともに支えあう社会の実現のため、ボランティアを育成する。 |

（３）こころのバリアフリーの推進

障害のある人もない人も、人格と個性が尊重されるよう、市民に理解を促す啓発活動を推進します。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------|--------------------------------------|
| 普及啓発活動の充実 | 障害のある人への偏見や誤解などを除くために市民に普及啓発活動を行う。 |
| 交流教育の充実 | 心身障害児学級との交流を深め、相互理解を促す。 |
| 地域交流の推進 | 障害のある人と地域住民の交流を図り、相互理解を深める施策を推進する。 |
| 福祉教育の推進 | 学校教育で障害のある人や高齢者の理解を深めるための体験学習の推進を図る。 |

（４）情報提供の推進

市が実施するサービス情報等を誰でもが利用できるシステムの整備を推進します。

| 個別施策 | 説明 |
|---------------|--|
| 情報提供システムの整備研究 | サービスの利用等の情報を円滑に提供できるようインターネット等を利用し、情報提供システムの整備を研究する。 |

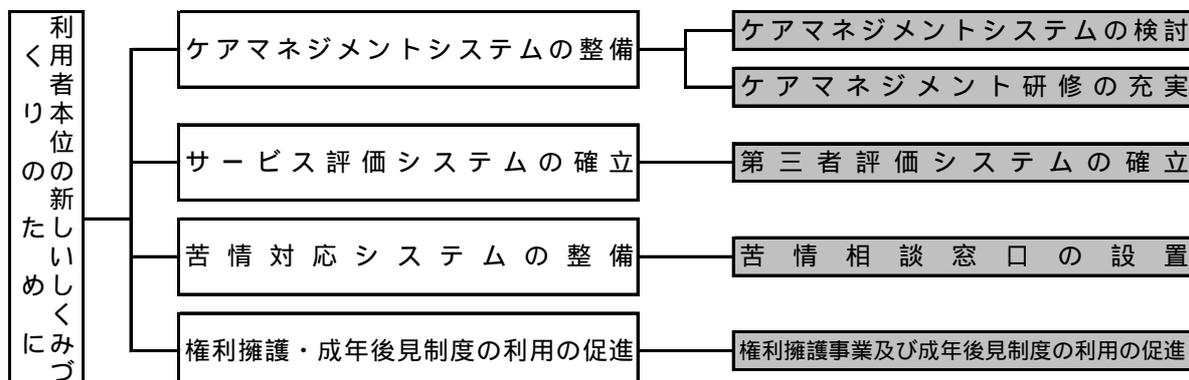
注 1 交通バリアフリー基本構想

高齢者・障害者・妊産婦等の方が、公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進するため、市町村が主導する事により地域のバリアフリー施策を、平成 22 年度までに重点的かつ一体的に推進する。

注 2 道路の移動円滑化整備ガイドライン

高齢者・障害者等をはじめとする利用者のニーズはもとより、すべての人にとって使いやすいものが望ましいというユニバーサルデザインの考え方にも配慮しており、このガイドラインに沿った整備をすることにより、すべての人にとって使いやすい道路空間としていく。

5 利用者本位の新しいしくみづくりのために ～利用者支援の充実～



*網掛は新規事業

（１）ケアマネジメントシステムの整備

生活の質の向上をめざすため、ケアマネジメントシステムの検討及び職員の資質の向上を図ります。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------------|---|
| ケアマネジメントシステムの整備 | 支援費制度により、利用者により良いサービスを提供するケアプラン作成のため、ケアマネジメントシステムを整備する。 |
| ケアマネジメント研修の充実 | ケアマネジメント研修を実施し、職員の資質の向上を図る。 |

（２）サービス評価システムの確立

質の高いサービスを提供するため、第三者によるサービス評価を実施します。

| 個別施策 | 説明 |
|--------------|--|
| 第三者評価システムの確立 | サービスの質の向上を図るため、事業者のサービス水準に関して第三者の評価を受け、業務の改善を図る。 |

（３）苦情対応システムの整備

サービス提供事業者等に対する苦情等に、利用者と事業者間を調整し、必要に応じて指導・助言を行います。

| 個別施策 | 説明 |
|-----------|---|
| 苦情相談窓口の設置 | 利用者からのサービスに対する苦情を受け、双方の事情を聴取し、相談指導、調整する機能を持った窓口を設置する。 |

（４）権利擁護・成年後見制度の利用の促進

判断能力が不十分な障害のある人に契約の代行や財産管理を支援し、福祉サービスが円滑に利用できるよう、権利擁護・成年後見制度利用促進を支援します。

| 個別施策 | 説明 |
|----------------------|---|
| 権利擁護事業及び成年後見制度の利用の促進 | <p>権利侵害を受けやすい利用者の保護のため代弁機能を発揮する福祉公社の権利擁護事業の利用を促進する。</p> <p>なお、判断能力のない障害のある人が福祉サービスを円滑に利用できるよう成年後見制度の利用を促進する。その際、後見人の受け皿として福祉公社の法人後見を活用する。</p> |

整備目標値

1．生活基盤の確立と支援

| 施策（事業）の内容 | 平成 13 年度実績 | 平成 19 年度の目標 |
|------------------------------|------------|-------------|
| 相談と生活支援 ・自立生活支援センター事業等 | 2カ所 | 3カ所 |
| ホームヘルプサービス ・ホームヘルパー（派遣時間） | 49,780時間 | 61,000時間 |
| ショートステイ ・ショートステイ＝市単独（定員） | 5人 | 8人 |
| デイサービス ・デイサービス実施施設 | 2カ所 | 3ヶ所 |
| 徘徊探查システム ・徘徊探查事業 | 0人 | 30人 |
| 知的障害者更生施設 ・知的障害者更生施設入所者数 | 106人 | 120人 |

2．住まいや働く場と活動の場の確保

| 施策（事業）の内容 | 平成 13 年度実績 | 平成 19 年度の目標 |
|--|------------|-------------|
| 住まいの確保 ・グループホーム（定員） | 12人 | 23人 |
| 働く場と活動の場の確保 ・授産施設・更生施設 ・小規模作業所（定員） | 250人 | 337人 |

推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、まず、常設機関としての「障害者計画推進協議会」をより充実させ、障害者計画の進捗状況の把握及び施策内容を定期的に点検して確認していきます。特に介護保険制度との整合性については、介護保険制度が障害者制度よりも優先され、両者の整合性が保たれるよう留意していきます。

同時に、障害のある人の生活実態状況等の実態を把握するため、定期的に調査を実施し、障害者施策推進の基礎資料としていきます。

計画の進捗状況は、市報やホームページ等を通じて、広く市民に情報提供していきます。

また計画見直しの際には、市民参加による評価組織（計画策定委員会等）を立ち上げる他、実態調査・関係団体ヒアリング・市民意見交換会などの多様な手法を実施します。